

農地耕作条件改善事業

令和8年度予算額 20,275百万円（前年度 19,843百万円）
〔令和7年度補正予算額 10,000百万円〕

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

1. 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

4. 病害虫対策

農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。

5. 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。

6. 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕

農村振興局農地資源課

（03-6744-2208）

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



畦畔除去



暗渠排水



土層改良

高収益作物への転換に向けた支援



技術研修会



高付加価値農業施設の設置

スマート農業導入への支援



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援



落水口と堰板の整備

病害虫対策への支援



客土・反転耕

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
（①～⑥は組み合わせることが可）

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2人以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※¹）、農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※²）等
- （ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※³（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※¹ 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R8年度単価は、区画拡大（27万5千円/10a等）、暗渠排水（22万5千円/10a等）など
※² 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など ※³ 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- （ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
- （ソフト）高収益作物への転換支援※⁴、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※⁵（定率）等

※⁴ 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援
※⁵ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

- （ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
- （ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- （ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
- （ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- （ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
- （ソフト）※⁶「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※⁶ ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- （ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
- （ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等

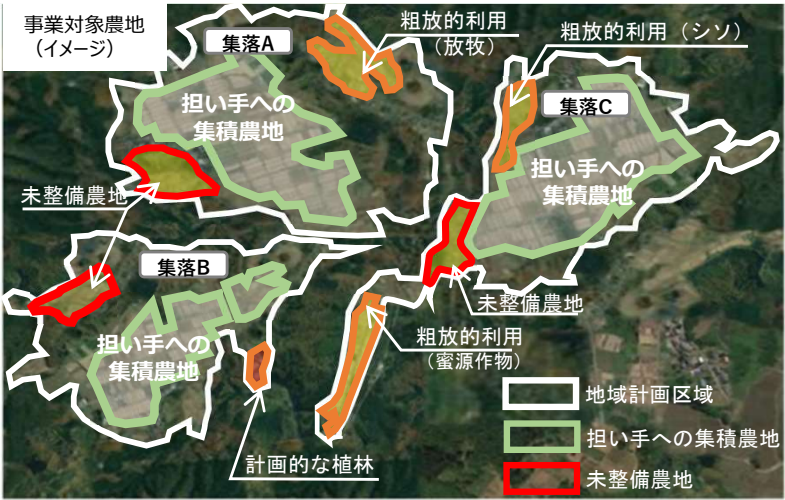


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

〔機構集積推進費〕 ※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件： ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5 ha未満であること※
※従前の要件を一部撤廃

- ・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ③機構が農地を所有している期間

・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。

・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと

・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、
本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること
・主として水稻等の土地利用型作物を作付けしている地区は、事業実施後において、
経営耕地面積が1 ha以上の経営体が大宗を占めること

〔高収益作物導入促進費〕

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。**
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%



上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	15%	22.5%	12.5%
改良区営				

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定